

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○山下委員長 次に、長妻昭君。

○長妻委員 長妻昭でございます。よろしくお願
いをいたします。

赤澤大臣にお尋ねしますが、アメリカ、イラン
の停戦というのは成立したんでしょうか。

○赤澤国務大臣 御通告がなかったものであれです
が、トウルース・ソーシャルのトランプ大統領の
発信については目を通しております。

ただ、その事実関係とか、我々は特に確認でき
ておりませんので、大統領がそういう発信をされ
たということは承知しております。

○長妻委員 パキスタン側から二週間の停戦とい
うことが言われましたけれども、いずれにしても、
物資の不足というのは深刻な問題、これは変わら
ないと思います。

今、赤澤大臣が把握している限りでいいんです
が、医療器材ですね、助かる命が助からなくなる
これはもう絶対避けなきゃいけないわけですが、
これについて、今課題があるような医療器材とい
うのはどういうものを把握されていますか。

○赤澤国務大臣 まず、私どもが情報提供窓口を
つくったということがあり、あと私自身がX等で
いただくものがあり、その中でいえば、まず目詰
まりですね。全体として油の供給量は足りてい
るんですが、供給の偏り、目詰まりがあるというこ
とで把握をしたものの中に、幾つかありますけれ
ども、一つはというか、目詰まりが解消できた
と思われるものは、小児用のカテーテルとそれから
滅菌用の酸化エチレンガス、これについては、そ
ういう情報提供を受けて努力をした結果、確保さ
れた、流通経路が確立されたようなところはあり
ます。

それ以外で、やはり今、かなり心配の声を寄せ
られているのが透析の回路ですね。それから、手
術をしたときに必ず出血がありますけれども、そ
の手術のときに出血を処理するために廃液容
器というものが要るようでありまして、これにつ
いても今、流通の事実関係で、これは流通経路で
間に複数の事業者が入ったり、いろいろな場合が
あり得るので、しかも、今委員御案内のとおりで、
川上から川下までどこでも目詰まりは起こり得る
ので、どこで何が起きているのかというようなこ
とを、今、厚生労働省と一緒に体制を立ち上げて、
調査に努めているというようなことは申し上げら
れると思います。

○長妻委員 そうすると、今現在、不足する可能
性があるというものはないという理解でいいんで
すか。医療機関、医療機器、器材のみで。

○赤澤国務大臣 本日に厚生労働大臣経験者とし
て全く大事な御関心だと思いい、最大限答えられる

ことをお答えをしますが、基本的には、我が国が
必要とする原油と石油製品、これについては、全
体として必要な量は国内にあるという認識を持っ
ています。

その上で、やはり、これはいろいろなときに、
突然いろいろな理由でふだんに重要なものが
出ていってしまったりと、そういう供給の偏りや
目詰まりが生じるというのは病院ごとに、あるい
は診療所ごとに起きてくると思っていますので、その
ために窓口をつくって、SOSがあれば直ちに下
さいと。いろいろなあれでは、病院によっては、
例えばカテーテルだけで千種類用意してというよ
うな、野党の委員の指摘も昨日も予算委員会であ
ったりしました。やはりふだんから、病院の在庫
本日に千種類、ふだん用意しておられると思いま
すし、そして、その病院と取引がある販売店も用
意しておられると思うんです。

そういう意味で、ふだんは何か、そういう足
りなくなるみたいなことが起きても、突然使用量
が増えても乗り越えられるようにいろいろ現場で
工夫されているんだと思いますが、ただ、今回の
事態に至っては、やはりナフサとかプラスチック
の原料みたいなものが、今後、流通の目詰まり、
あるいは卸の判断で、有事が起きているのでし
ばらく供給をやめようとか、いろいろなことが出
てくると思うので、やはり一個一個、それこそ病院
診療所ごとに声を上げていただいて、我々は直
ちにそこに急行して解決をしていく、解消してい
くというのをちよっと繰り返しできないのかなど。
ただ、ボトムラインは、やはり、繰り返しにな

りますが、供給量としては足りているので、そういう状況を教えていただければ、何とか我々は全力を挙げることで必要な量を確保し、決して国民の皆様の命に影響の出るようなことにはしないようにしたい、それはできるだけだろうということでも全力を挙げているところでございます。

○長妻委員 この医療器材、ナフサ由来のものは非常にかさばるので、やはり、いろいろ病院にお伺いすると、三日ぐらいしか在庫がないということなので、すぐショートしますので、もうちょっときめ細やかに把握していただきたい。

さつきおっしゃっていたように、人工透析の患者さん、三十四万人ぐらいおられる方々は、透析回路とか廃液容器、これは死活問題、命に関わる問題で、実は、やはり海外、特にタイの工場とか、そういうところで作っていて、そのタイの工場へのナフサの供給というのが止まる観測が出ていまして、これは、じゃ、日本でそれを受けてタイまで送る、そういうことになるんですかね。そこら辺も是非きめ細かく。

今朝のNHKニュースを見ていましたら、政府は、石油元売会社に、医療など重要施設に直接販売するよう要請したと今朝のNHKニュースに出ていましたけれども、これは具体的にどんな要請をされたんですか。

○赤澤国務大臣 総理もXで同じような発信というか、会見で発信されましたね。予算の成立を受けての会見でも発信されたと思います。

問題意識は、そこをちょっとまず共有させていただきたいのは、卸の方たちが、結局、そこは分

かりません、いろいろな考えがあるんだと思いますが、価格の推移などを見ながら、もう少ししてから売ろうとか、しばらくは、じゃ、在庫の形で持っていようみたいなことを判断されたりすると、途端に目詰まりをいたします。

そういうことがあるので、我々からすると、優先位の高い、今おっしゃった命に関わる部分とか交通に関わる部分とかは、これは本当に必要ながあれば、元売に、通常卸している卸経由ではなくて、直接玉を渡すようなことをやってほしいということをお願いをしているということになります。

○長妻委員 そうすると、医療など重要施設に直接販売する要請ということなんです、具体的に、医療というのはどこの、病院に販売しても、石油元売からもらっても加工できないので、どこに具体的には要請されたんですか。

○赤澤国務大臣 ちょっと説明が足りなかったかもしれないんですが、まさにどこで足りないのか、我々は情報を入手をして、ピンポイントでそこをお願いをしますということ、これについては、元売も当然、持っている原油、石油製品、これは精製した製品の形でも持っていますので、それでしっかり病院や診療所の具体的なニーズに合うような卸し方をしていくことだと思います。

○長妻委員 これは非常に抽象的で、実効性が私は担保できないんじゃないかという危惧を持っていますね。

これは、法律を、新法を作るという議論も一部出ているようで、この内閣委員会ですかね、特措

法みたいな。ただ、今、エネ庁所管の石油需給適正化法というのがありますよね。もう一つは、消費者庁所管の国民生活安定緊急措置法という既存の法律はありますけれども、仮に今後、例えば医療器材が不足する観測が出たときに、ナフサの関係の提供を医療に優先的に持つていく、こういうことを法的根拠を持って仮にやる場合、この二つの法律のどちらかで対応できるというふうにお考えですか、それとも新法が必要になるかもしれないとお考えか、それをお聞かせください。

○赤澤国務大臣 一つ前の御質問で、まさにうまく実効性が上がるかというお話だったので、これは本当に病院、診療所、ピンポイントで必要なのを聞いて、必ず届けて、国民の皆様の命には関わりないようなということを全力でやっていきたいと思っております。

今の御質問ですが、ナフサは石油需給適正化法における石油製品の一つです。なので、発動の必要性が認められる場合には、同法第十二条に基づき、事業者や個人に対し、割当て又は配給といった対策を行うことができると承知をしています。例えば、必要に応じてナフサを医療用器材のもととなる基礎化学品の製造メーカーに優先配給させることも、制度上、可能ではあります。

また、基礎化学品から作られる医療用器材にも使われるプラスチックについては、国民生活安定緊急措置法における生活関連物資等の一つであります。なので、法律の規定に照らして必要性が認められる場合には、同法第二十六条に基づき、事業者や個人に対し、割当て又は配給等を行うこと

ができるものと認識をしています。

ただ、繰り返し申し上げているように、現時点では、原油やナフサなどの石油製品について、日本全体として必要となる量は確保をされており、我々の供給の偏りや目詰まりを解消する努力が、委員の御懸念にあるように、実効性がないものではなくて、きちっとそれが機能するようであれば、石油需給適正化法を適用する前提となる石油の大幅な供給不足が生じるおそれがある状態には至っていないという認識でありますので、少なくとも現時点において、こうした法律に基づく規制的な手法を用いることは考えておりません。

○長妻委員 そうすると、今のお話だと、二つの法律の範疇で、既存の法律でできるといってお話だったんですが、例えば、ナフサ由来のプラスチック製品、これを工場、企業に提供をして、その企業はいろいろな種類の製品を作っている企業、ただ、その企業がその製品の中でも医療器材に特化して優先的にその資源を配分する、つまり、川下まで医療器材が確保できるようにするには、私が聞いているのは、この石油需給適正化法ではできないというふうに聞いていますので、これはできるといふことではないんですね。

川下、つまり、医療機関へ医療器材をちゃんと売りなさい、それを優先的に確保しなさいということと、石油需給適正化法や国民生活安定緊急措置法でできる、こういうことで本当によろしいんですね。

○赤澤国務大臣 これは重要な点でありますので、改めて私も確認をいたしますが、少なくとも石油

需給適正化法について言うと、まさに今委員が御指摘になったように、ナフサを医療用器材のもととなる基礎化学製品の製造メーカーに優先配給させることはできる。その上で、委員の御懸念は、それはやったけれども、そこからちゃんと病院や診療所に下りるかどうかのその部分は、先ほど申し上げたように、国民生活安定緊急措置法における、少なくともプラスチックは生活関連物資等の一つであって、必要性があれば同法の二十六条で事業者や個人に対して割当てや配給等ができるということのようですので、用意されている法的な手段を組み合わせれば目的は達成できるのではないかとというのが現時点での私の判断でございます。ただ、大変重要な点なので、改めて確認をさせていただきますか。

○長妻委員 ちよつと確認して、もし新法を作るのであれば準備が必要なので、すぐできませんので、是非検討いただきたいと思えます。

大臣、これで退席していただいて結構です。ありがとうございました。

○山下委員長 赤澤大臣は御退席されて結構です。

○長妻委員 きちつとやっていたら、（赤澤国務大臣「はい、確認します」と呼ぶ）はい。よろしく願います。

次に、食の安全について、私も初当選以来ずっと取り組んできたわけでございますが、トランス脂肪酸と加工肉についてちよつとお伺いしたいんです。

まず、トランス脂肪酸というのは体にどういふふうに悪いのか、黄川田大臣に御答弁いただければ。

ば。

○黄川田国務大臣 私はこの度、消費者庁の担当大臣でもあるので、今の質問に対してお答えさせていただきますが、ちよつとここは所管外の委員会というふうに認識しています。（長妻委員「いや、食品安全委員会でしょう。食品安全委員会」と呼ぶ）その上で……（長妻委員「ここは、だから、食品安全委員会」と呼ぶ）ええ。ちよつとそこを申し上げた上でお答えさせていただきますが、トランス脂肪酸については、冠動脈疾患の発症の増加の可能性、また、肥満及びアレルギー性疾患についての関連、妊産婦、胎児等への健康への影響の関連が認められた旨の記載があるというふうに認識しております。

○長妻委員 大臣、御自覚ないんですかね。食品安全委員会の所管なんですよね。内閣委員会なんですよ、食品安全委員会。ちよつと、大丈夫ですか。

そして、今おっしゃっていたように、冠動脈疾患、あるいは妊産婦、胎児への健康への影響ということは今おっしゃっていただきました。

トランス脂肪酸については、ちよつと国会図書館に調べていただいたので御答弁いただきたいんですが、食品に含まれるトランス脂肪酸について諸外国における規制はどうなっているのか。また、トランス脂肪酸の含有量を表示する義務のある国はどこか、教えていただければ。

○遠藤国立国会図書館専門調査員 お答え申し上げます。

食品に含まれるトランス脂肪酸に対する主要国

の規制状況につきましては、食品安全委員会の委託研究として昭和女子大学の近藤一成教授らが令和七年三月に取りまとめた成果報告書に示されており。

これによりますと、EUでは、工業的に生産されるトランス脂肪酸の食品含有量を、脂肪総量百グラム当たり二グラム以下とする含有量の規制を行っております。アメリカとカナダでは、マーガリンとかショートニングの原料となる部分水素添加油、PHO₂の使用が基本的に禁じられております。PHO₂といえますのは、液体の植物油を食味をよくしたり扱いやすくしたりするために水素を加えて固体又は半固体にする処理を行ったものでございまして、処理の過程でトランス脂肪酸が発生いたします。

トランス脂肪酸の含有量を表示する義務のある国としましては、アメリカ、カナダといった国が挙げられます。韓国でも加工食品が表示義務の対象となっております。中国では、全ての包装された食品が表示義務の対象となっております。オーストラリアとニュージーランドでは、コレステロールや特定の脂肪酸に関する栄養強調表示を行う場合に限り表示が義務づけられております。

以上でございます。

○長妻委員 どうもありがとうございます。これは、日本は規制も全くない、表示義務も全くない、中国にも遅れちゃっているわけですよ。

国会図書館に再度聞きますが、では、日本のほかに食品に含まれるトランス脂肪酸について何の規制もない国というのはどこにありますか。

○遠藤国立国会図書館専門調査員 お答えいたします。

WHOが二〇二五年十月現在に出している情報によりますと、少なくとも日本以外のG7諸国におきましては、食品に含まれるトランス脂肪酸について何らかの規制が行われております。

以上でございます。

○長妻委員 これは黄川田大臣、ちよつと、国民の健康に関わることなので、日本もこれは規制しませんかね。あるいは、表示義務もないわけですから、役所はいろいろな利害関係、あるいはいろいろな業界からの関係もあつて動けないんですよ、はっきり言えば。だから大臣がトップダウンでそれを検討しるところで言えば物事が動きます。これはボトムアップでは動きません、私何年もやっていますけれども。是非、大臣、御決断いただければ。

○黄川田国務大臣 我が国においては、食品安全委員会が平成二十四年に取りまとめた食品健康影響評価によりますと、日本人の大多数におけるトランス脂肪酸の摂取量はWHOの基準であるエネルギー比一%未満でありまして、通常の食生活では健康への影響は低い、小さいと考えられると評価されております。

ですので、消費者庁においては、現時点においてはトランス脂肪酸に関わる規格基準の設定や栄養成分表示の義務化に関わる検討はしております。引き続き、関係省庁と連携して食品安全性の確保に努めてまいりたいと考えております。

○長妻委員 これは、さっき言ったように、役所

はやはり業界との関係もあるので動けないんですよ。

配付資料の三ページ、これは食品安全委員会事務局の資料なんです。大臣、食品安全委員会の所管ですから、内閣委員会はその議論をする場所ですから、この三ページの資料を見ますと、日本は決してほかの国よりも、今、低い低いと答弁がありましたけれども、別に似たような数字ですよ。これをちよつと説明いただければ。

○黄川田国務大臣 先ほどお話ししましたが、この資料を見てみても、「トランス脂肪酸摂取量（エネルギー%）」と書いてありますが、平均摂取量は一%未満ということでございますので、健康に対する影響は小さいというふうに考えられます。

○長妻委員 いや、だから、それだけ聞くとみんなそうかなと思うんですけども、これはほかの国も一%未満がほとんどじゃないですか。でも、規制しているんですよ。あるいは表示義務をかけているんですよ。

WHO、これ、どうなんですかね。じゃ、ほかの国は一%未満でもかけていて、日本はかけていないのは何ですか。

○黄川田国務大臣 我が国は、食品表示法第四条第一項の規定により定められた食品表示基準というものがございまして、消費者の摂取状況等を踏まえた消費者への表示の必要性があること、事業者にとって表示が実行可能であること、国際基準と整合していること、この三点を全て満たす栄養成分の量及び熱量の表示を義務表示事項と定めているところでございます。

御質問のトランス脂肪酸については、現時点においてはこの三要件を満たしているとは言えないことから、表示義務を課していないということでございます。

○長妻委員 質問に答えていないと思うんですね。ほかの国は1%未満なのに規制していて、日本だけ何で規制していないのかと。これは日本の国内の法律とかなんとかがあるからという。じゃ、変えればいいじゃないですか。

これは与野党で全然対決する話じゃないですかね。国民の皆さんの健康の話なので、自民党の皆さんもちよつと前向きに考えていただきたいと思うんですよ。

黄川田大臣、ちよつと原稿を読まないで、御自身の意見というのはどうなんですか。

○黄川田国務大臣 先ほどもまた答弁しているとおりでございまして、先ほどの長妻先生の資料のとおり、熱量に対する割合が1%未満ということでございまして、現時点では健康に対する被害は小さいというふうに考えておりますので、特に基準を設ける必要はないかというふうに考えています。

○長妻委員 被害が小さいということですよ、ないというわけじゃないので、ほかの国は規制しているわけですよ。これは別に何か責めているわけじゃないので、大臣に是非もうちよつと研究していただいて、是非、大臣がここで答弁したら本当に動きますので、お願いしたいと思えます。

これはちよつと引き続き取り組んでいきます。そして加工肉について、この九ページであります。

すけれども、これは、WHO、世界保健機関の専門機関である国際がん研究機関の発表がございました。加工肉について、がんとの関係性、どんな発表ですか。九ページの資料を説明していただきたい。

○黄川田国務大臣 国際がん研究機関におきましては、この報告書の中で、加工肉を、風味の向上や保存性の改善を目的として、塩漬け、塩せき、発酵、薫製その他の処理が施された肉と定義していると承知しております。具体的には、ハム、ソーセージ、コンビーフ、ビーフジャーキーなどが該当するというふうに承知しております。

○長妻委員 いや、九ページの資料、何で肝腎のところをおっしゃらないんですか。人に対して発がん性がある、加工肉というふうになっていないじゃないですか。人において発がん性の十分な証拠がある場合に適用されるグループに加工肉があるということですよ、よろしいんですね。

○黄川田国務大臣 はい。委員おっしゃるとおり、そのグループに属しているという認識でございます。

○長妻委員 そうすると、このグループに加工肉が属している。グループとは何ですか。

○黄川田国務大臣 このグループは、人に対して発がん性があると評価している加工品だということに認識しております。

○長妻委員 この加工肉、発がん性があるグループ一、一番高いレベルなんです。グループ二とか、ほかにもあるんですが、一番高いレベルになっているということですよ。

加工肉というのは、さっきおっしゃったようにいろいろありますけれども、ソーセージとかハムとかコンビーフ、フランクフルトなどでありますけれども、これはどんながんを発症するというふうに考えられるんですか。

○榊原政府参考人 お答え申し上げます。

ここでは、発がん性があるというふうに出ておりますが、具体的に何のがんというところは記載はございません。

○長妻委員 それはちよつとおかしいんじゃないですかね。十一ページ、配付資料ですけれども、これはちよつと厚労省、おかしんじゃないですかね、これは政府が作った資料で、国際がん研究機関による加工肉の評価についてという、つまり、さっき申し上げた国際がん研究機関が評価をしたことを、政府としてこういう評価だよというふうに見ますと、「加工肉の摂取を減らすことで大腸がんのリスクを減らせることを示したものです。」と政府の資料に書いてあるわけで、これは違うんですか。

○榊原政府参考人 失礼いたしました。こちらの方には、加工肉を毎日五十グラム食べると大腸がんの発症リスクが一八%増加するという記載がございました。そういうふうに政府も考えておるということでございます。

○長妻委員 だから、別に、皆さん、いろいろしがらみがあつてなんですけれども、なるべくそういうのを言わないというのはおかしと思うんですよ。やはり健康被害ですから、発表されてい

ることはちゃんと国会の場で言うていただいで、小さく見せよう、小さく見せようというマインドというのが、これは私は問題だと思えますし。

ということは、端的にお伺いしますと、日本で販売されているソーセージ、ハム、コンビーフ、フランクフルトなどは、これは発がん性はあるんですか。

○榊原政府参考人 おっしゃるとおり、加工肉の摂取が発がん性と関連があるかについて、ハザードとして、発がん性があるということでございます。

○黄川田国務大臣 今、厚生労働省からお話がありました、加工肉の摂取が発がん性と関連があるかということなんですが、摂取量また摂取頻度などを考慮して、人に対してどの程度影響が生じるかということも評価をしなければならぬというふうに考えております。

○長妻委員 これはちよつと心もとないというか、心配なんです。私が聞いた質問は、日本で販売されているソーセージ、ハム、コンビーフ、フランクフルトなどは発がん性はあるのかと。でも、あるということですよ、今。そうすると、では、安全ですかということはどうですか、大臣。

○黄川田国務大臣 先ほどお話ししましたように、トランス脂肪酸、この摂取量……（長妻委員「トランス脂肪酸じゃない、加工肉」と呼ぶ）でも、全体的な摂取量と熱量、それを総合して考えて、安全かということにしますと、日本人のトランス脂肪酸の摂取量というのは低いので。（長妻委

員「加工肉と言っている」と呼ぶ）

これは、そうですね、ハム、ソーセージに関して言えば、人に対してどの程度影響しているか評価をすることについて、IARCの評価についてはリスク評価を行ったものではないというふうに考えております。

○長妻委員 答えていない。安全かと聞いているんです。（発言する者あり）
○山下委員長 討議をまず整理していただいて、その上で、大臣に答えていただきます。

○榊原政府参考人 お答え申し上げます。平成二十七年十月に、WHOの附属機関である国際がん研究機関が肉の摂取と発がん性に関する評価を発表しまして、その中で、加工肉の摂取について、人に対して発がん性があると評価したと承知しております。

これは加工肉の、そのハザードの評価を行ったものでありまして……（長妻委員「いや、違う、違うんだよ。ちよつと止めてください、一回。日本の、今売っているものは」と呼ぶ）分かりました、承知いたしました。そういう意味においては、日本の肉においてもそういったリスクはあり得るということだということに承知しております。

その上で、このWHOのその評価につきましては、これは加工肉の摂取が発がん性と関連があるかについて、いわゆるハザードの特定という評価を行ったものであり、摂取量や摂取頻度などを考慮して、人に対してどの程度の健康影響があるかを評価するリスク評価を行ったものではないと承

知しております。

○黄川田国務大臣 今お話がありましたように、加工肉については発がん性があるということを認めておりますが、それが人に対して安全かどうかということについては、摂取量、摂取頻度、これらを考慮して評価されるものだというふうに思っております。

○長妻委員 そうすると、摂取量と摂取頻度によつては安全じゃないわけですよ、ね。
これは、では、安全じゃないような状況で、ソーセージ、ハム、コンビーフ、フランクフルトを食べておられる方というのも日本でいらつしやるわけですか。規制がないのでね。

○榊原政府参考人 お答え申し上げます。先ほどの答弁に加えて、国際がん研究機関は、肉の栄養価は高い、肉を消費するリスクとベネフィットのバランスを比較して政府や国際機関がリスク評価を行うことが重要という指摘をしてございます。

国立がん研究センターの公表資料によれば、日本は世界的に見ても最も加工肉の摂取量が低い国の一つである、また、日本人の平均的な摂取量であれば、リスクはないか、あっても小さいとされております。

いずれにしても、健康的な食生活のためには多くの種類の食品をバランスよく摂取することが大事だと考えております。
○黄川田国務大臣 今お話ししたとおり、加工肉を食すについてリスクとベネフィットがあるということ、そのバランスを考慮して決められてい

くというふうを考えております。

○長妻委員 そうしたら、目安としてはどのくらいの、頻度と摂取量とおっしゃいましたけれども、どのくらい注意すればいいんですか。

○榊原政府参考人 お答え申し上げます。

現段階においてどれぐらいかということについては私どもはつぶさに承知しておりませんが、こうしたことにつきましては、一般論で申し上げますと、リスク評価機関である食品安全委員会において、科学的知見その他を踏まえて必要に応じて評価が実施されるべきものというふうに承知しております。

○長妻委員 これは政府の資料ですよ。政府の資料に、さっきの、加工肉の摂取を減らすことで大腸がんのリスクを減らすことを示したものとというふうに書いてあり、今、大臣の答弁で摂取量と頻度によるとおっしゃって、それはまだ示していないという話なので、これは是非、大臣、念のために、目安はこのぐらいであれば問題ないという頻度とか摂取量、これを示すお考えはありますか。

○黄川田国務大臣 関係省庁と相談の上、考えてまいりたいと思います。

○長妻委員 ちょっと前向きな答弁でしたね。じゃ、考えていただければ。

そしてもう一つ、ミネラルウォーターについてお伺いしますけれども、今年四月からPFAS等の規制が初めて、これまでなかったものが入りましたが、どんな規制ですか。

○榊原政府参考人 お答え申し上げます。

食品衛生法におけるミネラルウォーターのPFASに関する規格基準については、令和八年三月三十一日に経過期間が終了し、四月一日から正式に適用されたところであり、各事業者は規格基準に適合した製品を製造、輸入、販売することとなっております。

具体的な基準値は、PFASとPFOAの合算値として〇・〇〇〇五ミリグラム・パー・リットルとされているところでございます。

○長妻委員 これは四月からやると、我々も強く強くずっと長年要請しておりましたけれども、規制が入りました、水道水と、そしてミネラルウォーターにも。

これは、五十ナノということ、PFASとPFOSの合算ということでありますが、じゃ、そのミネラルウォーター、今いろいろ売られておりますけれども、このミネラルウォーターについて、ちゃんと本当にそれが守られているかどうか、ミネラルウォーターそのもの、事業者じゃなくて、ミネラルウォーターをサンプルでピックアップして検査するということは自治体でなされているという話なんです、これは全ての自治体がやるわけですか。

○榊原政府参考人 お答え申し上げます。

国内の流通品については各自治体が定める食品衛生監視指導計画に基づきまして、そして、輸入品については厚労省が定める輸入食品監視指導計画に基づいてモニタリング検査を実施しまして、規格基準に適合しているかどうかを確認するところでございます。

具体的にどれだけのところがやっているかということについては、四月一日に施行されたばかりでございますので、現時点では把握してございません。

引き続き、国民の食の安全を確保するため、適切に取り組んでいきたいと思っております。

○長妻委員 ですから、自治体によっては、やる場所もあるし、やらない場所もある。つまり、売られているミネラルウォーター、全国的に売られているのか、地域の名産の水のところのミネラルウォーターとかがありますので、だから、やらないわけですよ、全部は。何かやる場所だけやるということで、監視体制をもうちょっと、四月から始まったにしては何かチェックがないということなので、ちゃんとチェックしていただきたいということは強く申し上げておきます。

次に、国家公務員についてお話を伺いたいと思うんですが。

非正規雇用、契約社員というか契約期間があつて、一年契約で雇われておられる国家公務員が急増しております、やはり本当は民間に模範を示して正規雇用を増やしていかなきゃいけないにもかかわらず、相当多いというふうに思っております。

非正規雇用の比率が多い五つの役所を、パーセントとともに挙げていただければ。

○松本（尚）国務大臣 数字だけお話しいたします。

法務省が五五・一％、厚生労働省五三・三％、農林水産省三六・八％、内閣府が三五・三％、文

部科学省三四・一%となっております。

なお、法務省は給与が支給されない保護司約四万五千人を含んだ数字でございますので、それを除きますと一三・八%となっております。

○長妻委員 法務省は確かにそうなんです。厚労省、五三%って、半分以上。安定雇用をする厚労省がこういうふうになっているということ、私どもも正規を増やすように取り組んでまいりましたけれども、残念ながらこれだけ増えている。是非、政府・与党にもっとしつかり取り組んでいただきたいと思うんです。

ハローワークはどのくらいですか、非正規雇用は。

○古館政府参考人 お答え申し上げます。ハローワークの非常勤職員の割合につきましましては、令和八年四月一日現在で六二・九%ということになってございます。

○長妻委員 安定雇用を推進するハローワークは、六割が基本的に一年契約ということですか。契約社員ということですか。

○古館政府参考人 非常勤職員の方については、基本的に契約期間は一年となっております。

○長妻委員 六割。国家公務員なんです。世間は多分、国家公務員、これは一生安泰だと思っておられる方が多いと思うんですけども、全然そうじゃない。自分も不安定雇用で、そして安定雇用をお勧めするという。これは本当に大丈夫なのか。

これは大臣にお伺いしますが、国家公務員、非正規を減らす、そして正規を増やす、こういう方

針というのはちゃんとあるわけですか。あるんですか。

○松本（尚） 国務大臣 できるだけ正規を増やそうというのは、国全体の雇用の在り方としては正しいと思いますけれども、国家公務員としては、正式に明記されたものはありません。

○長妻委員 そうなんです。これは本当におかしいと思うんですが、今、政府の中には、非正規を減らして正規を増やす、国家公務員の中でそれはないんですね、方針が。ないんです。だから、どんだんどんだん非正規が増える。すぐ雇えるということなのかもしれませんが、いろいろなことがあるんでしょう。庁費職員とか、ひどい名前がついておりますけれども。

これは是非、非正規を減らして正規を増やす、そういうふうな方針を政府の中にきちつと打ち立てていただきたいと思うんですが、大臣、いかがですか。

○松本（尚） 国務大臣 非常勤の採用等々、臨時採用については、各府省庁のそれぞれの業務の中心において、府省庁の方で判断されるということになっております。

国家公務員の方は、各それぞれの能力等々に応じて仕事をしていただくということを原則としておりますので、現行では、能力に応じた人間を途中でしっかりと採用していく等々の門戸は開いている、それを常勤として雇うということは門戸としては開いているというところで、できるだけ能力のある人間を試験をした上で採用していく形で常勤を増やそうというふうな方針はあるというふう

うに思います。

○長妻委員 じゃ、それを政府全体の方針としてやっていたら。政府は、民間に対しては非正規を減らして正社員を増やすように指導、指導というかそういう呼びかけをしているわけで、自らもそういう方針を、政府の中にきちつとつくるというふうには御答弁いただきたい。

○松本（尚） 国務大臣 これは、各府省庁によってそれぞれ業務内容が違うし、能力が必要な部分も多々ありますから、国家公務員全般をもってここでそういったことを答弁することはできません。ただ、各府省庁においては、それぞれ能力のある人間は登用できるように、あるいは採用できるように、それぞれ試験を、任用試験等々を行って、それを広く国民に対しては開いていますから、そういう形で、できるだけ委員の御指摘の点について前に進められるように努力はしていきたいと思っております。

○長妻委員 前段おっしゃったのは、これは民間と同じですよ、言い訳が。そういう言い訳を民間がしているところに、政府は、いや、それでも正社員を増やしてくださいというふうにずっとお願いしているわけですから、同じ言い訳をしちゃ駄目だと思いませんか。是非、これは大きな大きな、政府はやはり民間の模範となる、しかも、厚労省、ハローワークは雇用の模範となるような役所です。そこは是非踏まえていただきたいというふうに思います。

そして、最後に、今日は城内大臣にも来ていただいております。企業の利益が、配分が、私は賃

金に十分回っていないと思うんですよね、ほかの先進国に比べて。配分のゆがみがあると思つています。そして、今回、ガバナンスコードを改定するという絶好のチャンスが来しました。そのガバナンスコード、所管ではないと思いますが、賃金を上げるといふ担当の大臣として、ガバナンスコードの中に、利益を賃金にもつと振り向ける、こういうふうにはガバナンスコードを変える、そういう指導をしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがですか。

○城内国務大臣 長妻委員にお答えします。

企業が自社の成長段階を考慮した上で、成長により得た利益を、株主への還元とともに、人的投資、あるいは設備投資、研究開発投資など、あるいは成長投資に適切に振り向けていくこと、これは重要な課題だというふうに認識しております。

我が国のコーポレートガバナンス改革、これは中長期的な企業価値の向上を図る観点から推進してきたものでありまして、必ずしも賃上げや労働分配率の向上を直接の政策目的としたものではありませんが、ただ、適切な人的投資等の成長投資は、これは中長期的な企業価値の向上、ひいては賃上げの環境整備にも資するものというふうにご考えております。

現在、金融庁におきましてはコーポレートガバナンス・コードの改定に向けた検討を進めているところでありますが、企業の長期的な成長に資する人的投資や新事業投資がより積極的に行われるよう、株主への還元も含めた企業資源配分戦略、これを成長志向型に変容させてまいりたいと考えてござ

います。

そして、さらに、賃上げ環境整備のための政策の充実強化については、これをしっかり検討した上で、さらに、夏の日本成長戦略を策定することと考えております。

○長妻委員 是非、ガバナンスコード、これは大変重要ですので、配分のゆがみを直すために、所管外かもしれませんが、積極的にここに声を上げていただきたいと思います、指示をいただきたいと思います。ありがとうございます。